

墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱

令和 7 年 1 月 3 1 日

6 墨地地第 1 1 3 5 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、公衆用の喫煙場所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置等に係る費用及び維持管理に係る費用の一部を区が助成することにより、公衆喫煙所の整備を推進し、地域環境の向上を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 助成の対象者は、国、地方公共団体その他の公共団体又はこれに準ずる団体以外の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

区内の建物を所有し、又は使用する者で、第 6 条第 1 項の規定による助成金の交付申請の日の属する年度の前年度分の個人住民税及び国民健康保険料又は申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税を滞納していない者

区内の土地を所有し、又は使用する者で、第 6 条第 1 項の規定による助成金の交付申請の日の属する年度の前年度分の個人住民税及び国民健康保険料又は申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税を滞納していない者

前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

（助成対象となる公衆喫煙所）

第 3 条 公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）の助成対象となる公衆喫煙所は区内に設置するもので、次の各号の全てに該当するものとする。

広く一般に開放し、無料で利用できること。

受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置すること。

おおむね 1 日 8 時間以上、かつ、週 5 日以上運営すること。

別表第 1 に定める要件を満たした設備を有していること。

清掃等を行い、適切な管理を実施すること。

火災等の発生がないよう、安全管理に十分努めること。

使用開始の日から、5 年間以上継続して運営すること。

公衆喫煙所の設置等について、あらかじめ近隣の居住者、テナント、町会及び自治会、商店会等に周知し、理解が得られていること。

区が公衆喫煙所として周知することに同意すること。

公衆喫煙所の設置について国、東京都等から助成を受けている場合は、当該金額を控除した額に基づき助成額を算出することに同意すること。

法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

2 維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）の助成対象となる公衆喫煙所は、前項各号の要件を全て満たし、かつ、墨田区路上喫煙等禁止条例（平成 1 7 年墨田区条例第 5 3 号）第 8 条第 1 項に規定する推進地区（以下「路上喫煙禁止推進地区」という。）の区域内に設置されているものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

（助成対象経費及び助成期間）

第 4 条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、設置経費及び維持管理経費のうち、別表第 2 に掲げる経費とする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

2 維持管理経費の助成する期間は、使用開始の日から継続した 5 年間とする。

（助成の金額）

第5条 助成は毎年度の予算の範囲内とし、別表第2により算出した額とする。

（助成の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

公衆喫煙所設置・運営計画書（第2号様式）

公衆喫煙所の設置等をする土地又は建物の所有者が申請する場合は、発行後3月以内の登記事項証明書（当該土地又は建物が数人の共有に属する場合にあっては、当該登記事項証明書及び当該土地又は建物に公衆喫煙所の設置等をするについての申請者以外の共有者の同意書）

公衆喫煙所の設置等をする土地又は建物の使用者（前号の所有者を除く。）が申請する場合は、賃貸借契約書等の写し及び当該土地又は建物に公衆喫煙所の設置等をするについての所有者（当該土地又は建物が数人の共有に属する場合にあっては、共有者全員）の同意書（第3号様式）

公衆喫煙所の設置等をする場所の周辺の地図

公衆喫煙所の案内図、配置図、平面図及び立面図（以下これらを「案内図等」という。）（設置経費に係る申請の場合に限る。）

工事に関する仕様書その他公衆喫煙所の設置等に係る工事の区域及び内容が分かる図面等

公衆喫煙所の設置等をする場所の現況写真

公衆喫煙所の設置経費の見積書の写し（設置経費に係る申請の場合に限る。）

維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が分かるもの（維持管理経費に係る申請の場合に限る。）

この要綱に基づく助成金以外に助成金等が支払われている場合にあっては、その内容及び内訳が分かる書類

申請の日の属する年度の前年度分の個人住民税及び国民健康保険料又は申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税を滞納していないことを証明する書類

公衆喫煙所の設置等をする土地又は建物の近隣の居住者、事業者等及び当該土地又は建物に係る町会又は自治会の代表者の公衆喫煙所の設置等をするについての同意書等（設置経費に係る申請の場合に限る。）

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する提出書類等を提出するに当たっては、事前に区に協議することとする。

（助成の決定等）

第7条 区長は、前条の規定による助成金の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による調査をし、助成金を交付すべきでないものと認めたときは、速やかに助成金を交付しないことを決定し、墨田区公衆喫煙所設置等助成金不交付・取消決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする

（助成の条件）

第8条 区長は、助成金の交付の決定に当たり、法令及び予算で定める助成金の交付の目的を達成するために必要があると判断したときは、必要な条件を付するものとする。

（決定を受けた内容の変更等）

第9条 第7条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は同項の規定の内容を変更し、又は助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ当該変更又は中止若しくは廃止に関する資料等を添

付して、墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止申請書（第6号様式）により区長に申請し、審査を受けなければならない。ただし、当該変更のうち助成対象経費配分の変更又は助成事業の内容を変更する場合であって、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第7条第1項の規定による助成金の交付の決定の内容を変更し、又は助成を中止し、若しくは廃止することが適当と認めたときは、墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止承認書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（遂行命令等）

- 第10条 区長は、交付決定者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、公衆喫煙所の設置等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って当該助成事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 区長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、交付決定者に対し、公衆喫煙所の設置等の一時停止を命ずるものとする。

- 3 区長は、前項の規定により公衆喫煙所の設置等の一時停止を命ずる場合において、交付決定者が当該助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第15条第1項第5号の規定により当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（実績報告書の提出）

- 第11条 交付決定者は、第7条第1項の規定による助成金の交付の決定のあった日が属する会計年度の末日までに、墨田区公衆喫煙所設置等助成金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に報告しなければならない。

設置等をした公衆喫煙所の案内図等（交付決定者が既に提出している公衆喫煙所の案内図等であってその内容に変更がないものを除く。）

公衆喫煙所の助成対象経費に係る契約書、領収書その他助成対象経費の支払を確認することができる書類（経費の内訳等）の写し

設置等をした公衆喫煙所の全景及び公衆喫煙所の主要な部分を確認することができる写真

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成金額の確定等）

- 第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付額確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

- 第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付請求書（第10号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

（是非のための措置）

- 第14条 区長は、第12条の規定による審査の結果、公衆喫煙所の設置等が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成対象者にこれに適合するための措置を命ずるものとする。

- 2 第10条の規定は、前項の命令により助成対象者が必要な措置を講じない場合について準用する。

（決定の取消し）

- 第15条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

助成金を他の用途に使用したとき。

第2条の助成対象者でなくなったとき又は第3条の要件を欠くことになったとき。

第9条の規定により助成金の交付の決定の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止したとき。

その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、速やかに墨田区公衆喫煙所設置等助成金不交付・取消決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、墨田区公衆喫煙所設置等助成金返還請求書（第11号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の場合において、前条第1項第4号の取消事由に該当するとき（設置経費等に係る助成金を交付した後に公衆喫煙所の設置を廃止したときに限る。）の助成金の返還の額は、交付の決定の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第3により算出した額とする。

3 前項の規定により難いものについては、別途調査を行い、これに基づき算出した額とする。

（違約加算金及び延滞金）

第17条 区長は、第15条第1項（第3号及び第4号を除く。）の規定により助成金の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の返還を命じたときは、助成対象者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、助成金の返還を命じた助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第18条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の助成金等の一時停止等）

第20条 助成対象者に対し助成金の返還を命じ、助成対象者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第 2 1 条 助成対象者が公衆喫煙所設置等助成によって取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を返納した場合及び助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、助成の手続につき必要な事項は、地域力支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

設備の要件等	
共通事項	1 公衆喫煙所の出入口に、その場所が喫煙をすることができる場所である旨及び20歳未満の者の立入りが禁止されている場所である旨が、外国人を含め、誰でもその内容を理解することができる標識を掲示すること。 2 公衆喫煙所の境界部における非喫煙区域から公衆喫煙所に向かう気流の確保(公衆喫煙所の入口における非喫煙区域から指定喫煙場所に向かう風速が秒速0.2メートル以上の気流の確保等をいう。)等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないようにするための措置が講じられていること。 3 たばこの煙を屋外に排出することができること。ただし、給排気設備等を設け、同設備を介し、排煙が近隣の居住施設、人通りの多い区域及び非喫煙区域等に流入しないよう配慮されていること。 4 法令等で規定する基準を満たしたものであること。 5 床面積がおおむね5平方メートル以上で収容人員が4人以上であること。 6 運営時間外は、立ち入りができないよう管理すること。
屋内型 (喫煙室等)	1 出入口を除き、壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。 2 共通事項2及び3の要件を満たしていない場合、喫煙所から、非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない及び室内に煙が滞留しない等の対策が取られていること。 3 喫煙所があることが分かるように建物の入口等に表示すること。
屋外型 (コンテナ等)	1 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。 2 壁面及び天井により構成される密閉型の構築物であること。 3 近隣の建物の入口、窓等の開口部及び人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮していること。

別表第 2

助成対象経費	地域	助成率	助成限度額	その他
設置経費(工事費、設備費、備品費、機械装置費等)	区内	10/10	500万円	1回

維持管理経費（電気料金、空気清浄機等機器類の保守、火災保険料、清掃、ごみ処理委託経費等）	路上喫煙禁止推進地区	10/10	60万円/年	5年間
	路上喫煙禁止推進地区以外	—	—	—

助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

助成決定期間が1月に満たさない月がある場合は、日割りとする。

助成対象経費に消費税及び地方消費税は含めない。

維持管理経費において、内訳が明確でない場合は、賃貸借契約書等に基づき、公衆喫煙所が占める面積で案分した額とする。

別表第3

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の1/5に相当する金額を返還する。
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の2/5に相当する金額を返還する。
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の3/5に相当する金額を返還する。
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の4/5に相当する金額を返還する。
1年未満	設置経費に係る助成額全額を返還する。

返還額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

経過期間とは、公衆喫煙所の供用開始日から取消し又は変更事由の発生日までの期間とする。

年 月 日

墨田区長 あて

墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付申請書

申請者 住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者名）

墨田区公衆喫煙所設置等助成金の交付を受けたいので、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請区分		☐ 公衆喫煙所設置経費 ☐ 公衆喫煙所維持管理経費	
設置等の場所		住居表示	東京都墨田区
		登記上の地番	東京都墨田区
公衆喫煙所の名称			
設置等の階及び面積		階	m ² （壁の内側（内り）の床面積）
経費配分	設置経費	総事業経費	円
		他の助成金額	円
		助成対象経費	円
		交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円
	維持管理 経費	助成申請回数	回目
		総事業経費	円
		他の助成金額	円
		助成対象経費	円
		交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円

この申請書のほかに、添付書類が必要ですので、御確認ください。

【個人情報の取扱いについて】
墨田区が国・東京都等の補助金等を申請するに当たり、必要があるときは、この申請書中の個人情報について国・東京都等に提供することに同意します。

氏名(自署)

年 月 日

公衆喫煙所設置・運営計画書

申請者	住所 (所在地)	
	(団体名)	
	氏名 (代表者名)	
	業種	
	担当者	
	電話番号	

公衆喫煙所の種別	☐ 屋内型公衆喫煙所 ☐ 屋外型公衆喫煙所(コンテナ型等)		
設置等の場所 (登記上の地番)	東京都墨田区		
公衆喫煙所の名称			
設置等の階及び床面積	階	m ² (壁の内側(内 のり)の床面積)	
利用定員数	人	(参考) 1人当たりの 床面積m ² /人	m ² /人
設置等の場所の権利形態	☐ 所有 ☐ 賃貸 ☐ その他()		
工事着手予定日	年	月	日
工事完了予定日	年	月	日
工事内容	☐ 新設 ☐ 改修 ☐ その他()		
工事の概要			
付帯設備			
管理の形態 (保守点検・清掃頻度)			
運営日	☐ 全日 ☐ その他()		
運営時間	☐ 24 時間 ☐ その他(時 分 ~ 時 分)		

年 月 日

墨田区長 あて

同意書

住所

所有者 氏名

電話番号

下記の公衆喫煙所の設置について、 土地 ・ 建物 の所有者として同意します。

記

公衆喫煙所設置 助成申請者 住所・氏名	住所：	
	氏名：	
設置等の場所	住居表示	東京都墨田区
	登記上の地番	東京都墨田区
公衆喫煙所の名称		
公衆喫煙所の種別	☐ 屋内型喫煙所 ☐ 屋外型喫煙所(コンテナ型等)	
喫煙所の階及び面積	階	m ² (壁の内側 (内のり) の床面積)

第 号
年 月 日

様

墨田区長

印

墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

設置等の場所	住居表示	東京都墨田区
	登記上の地番	東京都墨田区
公衆喫煙所の名称		
公衆喫煙所の種別	☐ 屋内型喫煙所 ☐ 屋外型喫煙所(コンテナ型等)	
喫煙所の階及び面積	階	m ² (壁の内側(内り)の床面積)
助成区分	設置経費	円
	維持管理経費	円
助成金交付決定額		
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
助成金交付のための確認・承諾要件	1 助成金額は工事完了後又は運用開始後の実績により確定します。 2 運用開始後、最低5年間は継続して運営すること。 3 以下の場合には助成金の交付を取り消し、返還を求めることがあります。 (1) 偽りその他の不正手段により助成金の交付を受けたとき。 (2) 助成金を他の用途に使用したとき。 (3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。 4 助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。また、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。	

第 年 月 日 号

様

墨田区長

印

墨田区公衆喫煙所設置等助成金 不交付・取消 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱（第 7 条第 2 項・第 1 5 条）の規定に基づき、下記のとおり 不交付 ・ 取消することを決定しましたので通知します。

記

<理 由>

年 月 日

墨田区長 あて

墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止申請書

申請者 住所（所在地）
 （団体名）
 氏名（代表者名）
 電話番号

年 月 日付け 第 号決定を受けた墨田区公衆喫煙所設置等助成金の交付申請を 変更 ・ 中止 ・ 廃止 したいので、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第 9 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

設置等の場所 交付決定時のもの	住居表示	東京都墨田区
	登記上の地番	東京都墨田区
公衆喫煙所の名称 交付決定時のもの		
助成 区分	設置経費	円
	維持管理経費	円
助成金交付決定額		円
理由	(中止・廃止の理由)	
	(変更の理由)	

以下の内容で変更の申請をします。

変更年月日	
変更事項	
変更後の 助成金交付申請額	円

【添付書類】変更に関する書類（例：見積書の写し、工事に関する仕様書等）

第 年 月 号 日

様

墨田区長 印

墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止承認書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり 変更 ・ 中止 ・ 廃止 することを決定しましたので通知します。

記

変更・中止・廃止 年月日	令和 年 月 日
変更・中止・廃止 事項	
変更後の 助成金交付決定額	円

年 月 日

墨田区長 あて

墨田区公衆喫煙所設置等助成金実績報告書

申請者 住所(所在地)
(団体名)
氏名(代表者名)
電話番号

年 月 日付け 第 号決定を受けた墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付決定に基づき、実施した公衆喫煙所設置工事等が完了したので、下記のとおり報告します。

記

設置等の場所	住居表示	東京都墨田区
	登記簿上の地番	東京都墨田区
公衆喫煙所の名称		
公衆喫煙所の種別 ☐ 屋内型喫煙所 ☐ 屋外型喫煙所（コンテナ型等）		
助成の場合 設置経費の場合	工事等完了日	年 月 日
	工事等の経費総額	円
の場合 維持管理経費の助成	対象となる年度（対象となる期間）	年度 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
	対象期間中の維持管理経費の総額	円

この報告書のほかに、添付書類が必要ですので、御確認ください。

【個人情報の取扱いについて】

墨田区が国・東京都等の補助金等を申請するに当たり、必要があるときは、この報告書中の個人情報について国・東京都等に提供することに同意します。

氏名(自署) _____

第 年 月 号 日

様

墨田区長 印

墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

設置等の場所		住居表示	東京都墨田区		
		登記簿上の地番	東京都墨田区		
公衆喫煙所の名称					
公衆喫煙所の種別		☐ 屋内型喫煙所 ☐ 屋外型喫煙所(コンテナ型等)			
喫煙所の階及び面積		階		m ² (壁の内側 (内のり) の床面積)	
設置完了年月日		年 月 日			
運営開始日		年 月 日			
助成	設置経費	円			
区分	維持管理経費	円			
助成金交付決定額		円			

- 以下の場合には助成金の交付を取り消し、返還を求めることがあります。
- (1) 偽りその他の不正手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金 (1 0 0 円未満の場合を除く。) を納付しなければなりません。また、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金 (1 0 0 円未満の場合を除く。) を納付しなければなりません。

年 月 日

墨田区長 あて

墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付請求書

申請者 住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった墨田区公衆喫煙所設置等助成金を、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第13条に基づき、下記のとおり請求します。

記

設置等の場所	住居表示		東京都墨田区
	登記簿上の地番		東京都墨田区
公衆喫煙所の名称			
請求額	円		
	内訳	設置経費	円
		維持管理費	円
助成対象者の責務等	以下の事項に同意の上で公衆喫煙所設置等助成金の請求をします。 1 墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱に基づき、助成金の交付を請求するに当たり、その目的及び助成に当たっての責務等を理解し、公衆喫煙所の適正な維持管理に努めます。 2 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したときは、違約金及び延滞金を支払います。		

第 年 月 日 号

様

墨田区長

印

墨田区公衆喫煙所設置等助成金返還請求書

年 月 日付け 第 号によって交付した公衆喫煙所設置等助成金について、墨田区公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱第 1 6 条の規定に基づき、下記の理由により返還請求します。

なお、返還金について返還期限までに納付しなかった場合は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

記

設置等の場所	住居表示	東京都墨田区
	登記簿上の地番	東京都墨田区
公衆喫煙所の名称		
助成金交付額	円	
返還金請求額	円	
返還請求額の内訳		
返還請求理由		

助成金の返還を命じられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 1 0 ・ 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金（ 1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付しなければなりません。また、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 1 0 ・ 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金（ 1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付しなければなりません。